

令和2年
6月定例会提案議案概要
5月25日送付

20議案

- ・補正予算 4議案
- ・条例 2議案
- ・その他議案 14議案

補正予算関係

<u>議案第 58 号 令和 2 年度長浜市一般会計補正予算（第 2 号）</u>
<u>議案第 59 号 令和 2 年度長浜市国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第 1 号）</u>
<u>議案第 60 号 令和 2 年度長浜市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）</u>
<u>議案第 61 号 令和 2 年度長浜市病院事業会計補正予算（第 1 号）</u>

条例関係

所管課	内 容																							
人事課	<p>議案第 62 号 長浜市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例の一部改正について</p> <p>新型コロナウイルス感染症による市民生活への影響を考慮し、新型コロナウイルス感染症対策に要する経費に充てるため、市長、副市長及び教育長の令和 2 年 6 月期の期末手当を支給しないこととするものです。</p> <table border="1"> <tr> <td>職名</td> <td>現行の支給額</td> </tr> <tr> <td>市 長</td> <td>1, 836, 000 円</td> </tr> <tr> <td>副市長</td> <td>1, 530, 000 円</td> </tr> <tr> <td>教育長</td> <td>1, 428, 000 円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>4, 794, 000 円</td> </tr> </table> <p>【施行日】 公布の日から施行し、令和 2 年 6 月 1 日から適用する。</p>	職名	現行の支給額	市 長	1, 836, 000 円	副市長	1, 530, 000 円	教育長	1, 428, 000 円	合計	4, 794, 000 円													
職名	現行の支給額																							
市 長	1, 836, 000 円																							
副市長	1, 530, 000 円																							
教育長	1, 428, 000 円																							
合計	4, 794, 000 円																							
税務課	<p>議案第 63 号 長浜市税条例の一部改正について</p> <p>地方税法等の一部を改正する法律が令和 2 年 3 月 31 日に公布されたことから、本市条例の一部を改正するものです。</p> <p>【主な改正内容】</p> <p>1. 個人市民税に関する事項</p> <p>寡婦（寡夫）控除の見直し及びひとり親控除の追加</p> <p>【改正前】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>原因</th> <th>扶養条件</th> <th>所得要件</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">一般の寡婦</td> <td>死別 生死不明</td> <td rowspan="2">扶養親族又は所得が基礎控除額以下の子</td> <td>合計所得金額 500 万円以下</td> <td>26 万円</td> </tr> <tr> <td>離婚、死別 生死不明</td> <td>合計所得金額 500 万円以下</td> <td>26 万円</td> </tr> <tr> <td>特別の寡婦</td> <td>離婚、死別 生死不明</td> <td>扶養親族である子</td> <td>合計所得金額 500 万円以下</td> <td>30 万円</td> </tr> <tr> <td>寡夫</td> <td>離婚、死別 生死不明</td> <td>所得が基礎控除額以下の子</td> <td>合計所得金額 500 万円以下</td> <td>26 万円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">↓</p>		原因	扶養条件	所得要件	控除額	一般の寡婦	死別 生死不明	扶養親族又は所得が基礎控除額以下の子	合計所得金額 500 万円以下	26 万円	離婚、死別 生死不明	合計所得金額 500 万円以下	26 万円	特別の寡婦	離婚、死別 生死不明	扶養親族である子	合計所得金額 500 万円以下	30 万円	寡夫	離婚、死別 生死不明	所得が基礎控除額以下の子	合計所得金額 500 万円以下	26 万円
	原因	扶養条件	所得要件	控除額																				
一般の寡婦	死別 生死不明	扶養親族又は所得が基礎控除額以下の子	合計所得金額 500 万円以下	26 万円																				
	離婚、死別 生死不明		合計所得金額 500 万円以下	26 万円																				
特別の寡婦	離婚、死別 生死不明	扶養親族である子	合計所得金額 500 万円以下	30 万円																				
寡夫	離婚、死別 生死不明	所得が基礎控除額以下の子	合計所得金額 500 万円以下	26 万円																				

【改正後】				
	原因	扶養条件	所得要件	控除額
寡婦	死別 生死不明		合計所得金額 500万円以下	26万円
	離婚		扶養親族	合計所得金額 500万円以下
ひとり親	賦課期日現在、婚姻していない者 生死不明	所得が基礎控除額以下の子	合計所得金額 500万円以下	30万円
共通要件 ※事実上婚姻関係にあると認められる者がいないこと				
【施行日】 令和3年1月1日				
2. 市たばこ税に関する事項				
重量に応じて課税されている軽量な葉巻たばこの課税方式を、令和2年より2段階で見直す。				
① 1本0.7グラム未満の葉巻 → 紙巻きたばこ0.7本分へ換算				
② 1本1グラム未満の葉巻 → 紙巻きたばこ1本分へ換算				
【施行日】 ①: 令和2年10月1日				
②: 令和3年10月1日				

その他の事件関係

所管課	内容
契約検査課 (防災危機管理局)	<p>議案第64号 財産の取得について</p> <p>目的 : 消防ポンプ自動車の購入</p> <p>財産の種類等: 消防ポンプ自動車 2台</p> <p>契約方法 : 指名競争入札</p> <p>契約金額 : 33,500,000円</p> <p>契約の相手方: 長浜市新栄町484番地 株式会社新栄自動車 代表取締役 田附 晃一</p>
農業振興課	<p>議案第65号 湖北みずどりステーションの指定管理者の指定について</p> <p>地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、指定管理者を指定することについて、議会の議決を求めるものです。</p> <p>公の施設の名称: 湖北みずどりステーション</p> <p>指定管理者の名称等: 長浜市湖北町尾上107番地 株式会社紅鮎 代表取締役 山本 清蔵</p> <p>指定期間: 令和2年9月1日から令和7年3月31日まで</p>

市民活躍課	<p>議案第 66 号 指定管理者の指定に係る議決事項の一部変更について</p> <p>地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、平成 27 年議案第 115 号で議決を得て指定した神田まちづくりセンターの指定管理者の指定に係る議決事項を変更することについて、議会の議決を求めるものです。</p> <p>【変更事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定期間の変更 <p>変更前：平成 28 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで</p> <p>変更後：平成 28 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで</p>
市民活躍課	<p>議案第 67 号 指定管理者の指定に係る議決事項の一部変更について</p> <p>地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、平成 27 年議案第 116 号で議決を得て指定した西浅井まちづくりセンター等の指定管理者の指定に係る議決事項を変更することについて、議会の議決を求めるものです。</p> <p>【変更事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定期間の変更 <p>変更前：平成 28 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで</p> <p>変更後：平成 28 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで</p>
高齢福祉介護課	<p>議案第 68 号 指定管理者の指定に係る議決事項の一部変更について</p> <p>地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、平成 27 年議案第 117 号で議決を得て指定した木之本福祉ステーションの指定管理者の指定に係る議決事項を変更することについて、議会の議決を求めるものです。</p> <p>【変更事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定期間の変更 <p>変更前：平成 28 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで</p> <p>変更後：平成 28 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで</p>
高齢福祉介護課	<p>議案第 69 号 指定管理者の指定に係る議決事項の一部変更について</p> <p>地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、平成 27 年議案第 118 号で議決を得て指定した高月福祉ステーションの指定管理者の指定に係る議決事項を変更することについて、議会の議決を求めるものです。</p> <p>【変更事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定期間の変更 <p>変更前：平成 28 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで</p> <p>変更後：平成 28 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで</p>
商工振興課	<p>議案第 70 号 指定管理者の指定に係る議決事項の一部変更について</p> <p>地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、平成 27 年議案第 119 号で議決を得て指定した長浜勤労者総合福祉センターの指定管理者の指定に係る議決事項を変更することについて、議会の議決を求めるものです。</p> <p>【変更事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定期間の変更 <p>変更前：平成 28 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで</p> <p>変更後：平成 28 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで</p>

商工振興課	<p>議案第 71 号 指定管理者の指定に係る議決事項の一部変更について</p> <p>地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、平成 27 年議案第 120 号で議決を得て指定した高月共同福祉施設の指定管理者の指定に係る議決事項を変更することについて、議会の議決を求めるものです。</p> <p>【変更事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定期間の変更 <p>変更前：平成 28 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで</p> <p>変更後：平成 28 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで</p>
商工振興課	<p>議案第 72 号 指定管理者の指定に係る議決事項の一部変更について</p> <p>地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、平成 27 年議案第 121 号で議決を得て指定した長浜バイオインキュベーションセンターの指定管理者の指定に係る議決事項を変更することについて、議会の議決を求めるものです。</p> <p>【変更事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定期間の変更 <p>変更前：平成 28 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで</p> <p>変更後：平成 28 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで</p>
歴史遺産課	<p>議案第 73 号 指定管理者の指定に係る議決事項の一部変更について</p> <p>地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、平成 29 年議案第 117 号で議決を得て指定した小谷城戦国歴史資料館の指定管理者の指定に係る議決事項を変更することについて、議会の議決を求めるものです。</p> <p>【変更事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定期間の変更 <p>変更前：平成 30 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで</p> <p>変更後：平成 30 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで</p>
北部振興局 地域振興課	<p>議案第 74 号 指定管理者の指定に係る議決事項の一部変更について</p> <p>地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、平成 29 年議案第 121 号で議決を得て指定した大見いこいの広場の指定管理者の指定に係る議決事項を変更することについて、議会の議決を求めるものです。</p> <p>【変更事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定期間の変更 <p>変更前：平成 30 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで</p> <p>変更後：平成 30 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで</p>
歴史遺産課	<p>議案第 75 号 指定管理者の指定に係る議決事項の一部変更について</p> <p>地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、平成 30 年議案第 47 号で議決を得て指定した長浜市曳山博物館の指定管理者の指定に係る議決事項を変更することについて、議会の議決を求めるものです。</p> <p>【変更事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定期間の変更 <p>変更前：平成 30 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで</p> <p>変更後：平成 30 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで</p>

地域医療課	<p>議案第 76 号 指定管理者の指定に係る議決事項の一部変更について</p> <p>地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、平成 31 年議案第 44 号で議決を得て指定した浅井診療所の指定管理者の指定に係る議決事項を変更することについて、議会の議決を求めるものです。</p> <p>【変更事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定期間の変更 <p>変更前：平成 31 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで</p> <p>変更後：平成 31 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで</p>
病院事業事務局	<p>議案第 77 号 損害賠償の額を定めることについて</p> <p>平成 29 年 10 月に発生した長浜病院に対する悪性リンパ腫の治療に関する損害賠償を求める訴訟の和解に係る損害賠償の額を定めるものです。</p> <p>損害賠償の額 15,000,000 円</p>

報告関係

<p>・繰越明許費の繰越しについて（報告）</p>	
<p>・市長の指定専決</p>	
<p>地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づく指定専決処分の報告</p>	
<p>損害賠償の額を定めることについて 2 件</p>	
<p>内訳：市道の管理瑕疵による物損事故（2 件）</p>	
<p>・債権の放棄について（報告）</p>	
<p>放棄件数及び金額：市民生活部環境保全課</p>	<p>4 件 13,200 円</p>
<p>健康福祉部子育て支援課</p>	<p>3 件 25,800 円</p>
<p>都市建設部都市計画課</p>	<p>1 件 7,930 円</p>
<p>都市建設部住宅課</p>	<p>5 件 5,001,068 円</p>
<p>教育委員会事務局幼児課</p>	<p>3 件 34,400 円</p>
<p>・令和元年度診療費等債権の放棄について（報告）-病院事業-</p>	
<p>放棄件数及び金額：長浜病院 241 件 9,102,369 円</p>	<p>湖北病院 14 件 288,331 円</p>

第58号 令和2年度長浜市一般会計補正予算(第2号)の概要

一般会計

(単位:千円)

区 分	予 算 額	財 源 内 訳			
		国県支出金	市債	その他	一 般
現計予算額	67,603,751	22,289,431	3,558,800	2,568,035	39,187,485
6月補正予算額(第2号)	980,737	353,559	37,600	504,280	85,298
					財政調整基金: 85,298
補正後予算額	68,584,488	22,642,990	3,596,400	3,072,315	39,272,783

1. 新型コロナウイルス感染症緊急ぐらし・経済対策に関するもの

716,561

うち、市が独自で実施するもの

107,897

○救急医療体制運営事業	医療従事者用消耗品(医療用ガウン等)の購入	8,198【基金:8,198】
○保健衛生総務管理事務経費	新型コロナウイルスに立ち向かう医療従事者を応援する基金積立金	19,232【寄附金:10,200】
○議会運営事務経費	条例改正に伴う議員報酬及び期末手当の減額	▲ 4,238
○職員給与費	条例改正に伴う特別職の期末手当の減額	▲ 4,794
○緊急経済対策事業	「新しい生活様式」対応新ビジネス展開補助金	20,000
○宿泊・滞在型観光推進事業	長浜市宿泊施設等利用支援事業補助金	20,000
○持続可能な農業経営支援事業	加工用野菜産地化緊急支援事業補助金	27,540【基金:27,540】
○学校給食センター管理運営事業	学校臨時休業対応食材費等負担金	21,959【助成金:6,162】

うち、国の補助を受けて実施するもの

608,664

○生活困窮者自立支援事業	住居確保給付金の追加	15,120【国:11,340】
○しょうがい者地域生活支援事業	日中一時支援事業所等の受入体制強化事業補助金	2,826【国:1,413】 【県:706】
○小学校教育備品整備事業	タブレット端末及び周辺機器等の購入	363,680【国:159,030】 【基金:204,650】
○中学校教育備品整備事業	タブレット端末及び周辺機器等の購入	227,038【国:101,250】 【基金:125,788】

2. 補助採択等年度内に新たに予算措置が必要となったもの

264,176

○まちづくり支援事業	コミュニティ団体への助成(4団体)	7,900【助成金:7,900】
○市民協働推進事業	コミュニティ団体への助成(1団体)	2,000【助成金:2,000】
○土地区画整理事業	土地区画整理事業補助金	11,276
○雪寒対策費	除雪車両の購入(2台)	40,000【国:14,932】 【市債:6,700】
○消防施設整備事業	耐震性貯水槽整備工事(2箇所)及び財源更正	22,000【国:10,972】 【市債:▲6,700】 【基金:17,728】
○認定こども園園舎等維持管理経費	認定こども園空調設備更新等工事(2園)	36,000【国:7,042】 【市債:8,000】 【基金:20,958】
○小学校校舎等維持管理経費	小学校空調設備更新工事(1校)	81,000【国:18,434】 【市債:21,900】 【基金:40,666】
○中学校校舎等維持管理経費	中学校エレベーター設置工事(1校)	64,000【国:6,484】 【市債:7,700】 【基金:49,816】
※地方創生推進交付金	事業採択による財源更正 (都市ブランド力向上事業) (観音文化振興事業) (健康づくり推進事業) (宿泊・滞在型観光推進事業) (6次産業化人材育成・ブランド化推進事業) (林業6次産業化推進事業) (林業振興対策事業)	0【国:21,956】 【基金:▲17,326】

■債務負担行為

○大見いこいの広場指定管理料[期間延長(R3)]	4,298	北部振興局地域振興課
○神田まちづくりセンター指定管理料[期間延長(R3)]	11,253	市民協働部市民活躍課
○西浅井まちづくりセンター等指定管理料[期間延長(R3)]	16,620	市民協働部市民活躍課
○高月福祉ステーション指定管理料[期間延長(R3)]	9,806	健康福祉部高齢福祉介護課
○木之本福祉ステーション指定管理料[期間延長(R3)]	8,585	健康福祉部高齢福祉介護課
○長浜勤労者総合福祉センター指定管理料[期間延長(R3)]	6,824	産業観光部商工振興課
○高月共同福祉施設指定管理料[期間延長(R3)]	4,472	産業観光部商工振興課
○長浜バイオインキュベーションセンター指定管理料[期間延長(R3)]	5,539	産業観光部商工振興課
○長浜市曳山博物館指定管理料[期間延長(R3)]	24,899	市民協働部歴史遺産課
○小谷城戦国歴史資料館指定管理料[期間延長(R3)]	5,028	市民協働部歴史遺産課
○寿橋補修事業[増額変更]	18,050	都市建設部道路河川課

特別会計

第59号 令和2年度長浜市国民健康保険特別会計(直診勘定)補正予算(第1号)	【債務負担行為】浅井診療所指定管理料[期間延長(R3)]	18,333
第60号 令和2年度長浜市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)	最適整備構想策定業務	12,000

企業会計

第61号 令和2年度長浜市病院事業会計補正予算(第1号)	[市立長浜病院]医療事案に伴う損害賠償金及び弁護士報酬	17,184
------------------------------	-----------------------------	--------